

(1) 恵庭市職員を指定代理人に定める。

(2) 控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。

5 専決処分年月日

令和8年2月5日

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月24日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 案件名

令和8年1月8日午後9時15分頃に発生した、市道補給処前線の南23号線踏切内において除雪作業中の直営除雪ドーザが踏切遮断機の遮断桿に接触し、当該遮断桿を折損させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

2 和解の相手方

（住所）札幌市中央区北11条西15丁目1番1号

（氏名）北海道旅客鉄道株式会社 総務部課長 高橋 治博

3 和解の要旨

遮断桿を折損させた事故について、市は、除雪ドーザの運転に瑕疵があったことを認め、その損害を賠償する。

4 損害賠償の額

修理費 16,168円

5 専決処分年月日

令和8年 2月 2日

議案第 23 号

恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について

恵庭市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 24 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険税条例(昭和 51 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者</p>

現行	改正案
<p>支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65 万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65 万円</u>とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24 万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24 万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66 万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66 万円</u>とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者</u>につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26 万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26 万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均</p>

現行	改正案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の9.38を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない</p>	<p><u>等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u></p> <p>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の9.38を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない</p>

現行	改正案
<p>場合に限る。)をいう。次号、第7条の2____ ____及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2____及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 2万5,900円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第6条～第9条の2 (略)</p>	<p>場合に限る。)をいう。次号、第7条の2、第9条の6及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2、第9条の6及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 2万5,900円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第6条～第9条の2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p>第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。</p> <p>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p> <p>第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円</p>

現行	改正案
<p>第 10 条～第 20 条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>65 万円</u>を超える場合には、<u>65 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24 万円</u>を超える場合には、<u>24 万円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17 万円</u>を超える場合には、<u>17 万円</u>) _____</p> <p>_____</p> <p>_____の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が <u>55 万円</u>を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定す</p>	<p>(2) 特定世帯 <u>500 円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>750 円</u></p> <p>第 10 条～第 20 条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>66 万円</u>を超える場合には、<u>66 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>26 万円</u>を超える場合には、<u>26 万円</u>)、同条第 4 項本文 _____ の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17 万円</u>を超える場合には、<u>17 万円</u>)並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>3 万円</u>を超える場合には、<u>3 万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が <u>55 万円</u>を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定す</p>

現行	改正案
<p>る公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者ア～カ (略)</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>30 万 5, 000 円</u> を加</p>	<p>る公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者ア～カ (略)</p> <p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)</u>1 人について <u>700 円</u></p> <p><u>ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)</u>1 人について <u>70 円</u></p> <p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700 円</u></p> <p><u>(イ) 特定世帯 350 円</u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 525 円</u></p> <p>(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>31 万円</u> を加</p>

現行	改正案
<p>算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>56 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)</u>1 人について <u>500 円</u></p> <p>ク <u>18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)</u>1 人について <u>50 円</u></p> <p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500 円</u></p> <p>(イ) <u>特定世帯 250 円</u></p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯 375 円</u></p> <p>(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>57 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)</u>1 人について <u>200 円</u></p> <p>ク <u>18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者</u></p>

現行	改正案
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20円</u></p> <p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円</u></p> <p><u>(イ) 特定世帯 100円</u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 150円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円</u></p> <p><u>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円</u></p>
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属</p>

現行	改正案
<p>第 21 の 2～第 26 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 21 条第 1 項の規定の適用については、同項 _____ 中「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する</p>	<p>保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 5 の規定により算定した 18 歳以上被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の 18 歳以上被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「18 歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前三項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p>第 21 の 2～第 26 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 21 条 _____ の規定の適用については、同条第 1 項中「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する</p>

現行	改正案
<p>公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条_____及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条_____及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1</p>	<p>公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、<u>第 9 条の 3</u>及び第 21 条_____の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、<u>第 9 条の 3</u>及び第 21 条_____の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1</p>

現行	改正案
<p>項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、</p> <hr/> <p>「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株</p>	<p>項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、<u>「、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、</u></p> <hr/> <p>「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、<u>第 9 条の 3 及び第 21 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株</p>

現行	改正案
<p>式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条_____及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 3 及び第 21 条_____の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条_____及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 3 及び第 21 条_____の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額</p>

現行	改正案
<p>並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条 _____ 及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 3 及び第 21 条 _____ の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特</p>

現行	改正案
<p>例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条_____及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第 21 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 21 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条_____及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当</p>	<p>例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 3 及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第 21 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 21 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 3 及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当</p>

現行	改正案
<p>等の額(以下この条及び第 21 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 21 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条_____及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに</p>	<p>等の額(以下この条及び第 21 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 21 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 3 及び第 21 条_____の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに</p>

現行	改正案
<p>租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条 <u>及び第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の3及び第21条</u> <u>の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、
なお従前の例による。

議案第25号

令和7年度恵庭市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度恵庭市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213,071千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,045,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第二表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和8年3月24日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		8,437,223	168,416	8,605,639
	2. 国庫補助金	3,356,122	168,416	3,524,538
20. 繰入金		3,709,040	31,955	3,740,995
	1. 繰入金	3,709,040	31,955	3,740,995
23. 市債		3,393,700	12,700	3,406,400
	1. 市債	3,393,700	12,700	3,406,400
歳入	合計	42,832,072	213,071	43,045,143

千円

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		8,667,729	8,570	8,676,299
	3. 戸籍住民基本台帳費	98,465	8,570	107,035
8. 土木費		4,560,170	185,350	4,745,520
	2. 道路橋梁費	1,903,711	185,350	2,089,061
10. 教育費		3,375,739	19,151	3,394,890
	3. 中学校費	493,122	19,151	512,273
歳出	合計	42,832,072	213,071	43,045,143

千円

第二表 繰越明許費補正

(追加)		(単位 千円)		
款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	4-6 物価高対応子育て応援手当支給事業費	69,782	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 一般事務費	8,570	
10 教育費	3 中学校費	7 恵明中学校防火シャッター改修事業費	19,151	

第三表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
学校教育施設整備事業債	65,700	78,400

令和 7年度恵庭市一般会計補正予算（第10号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	千円 8,437,223	千円 168,416	千円 8,605,639
20. 繰入金	3,709,040	31,955	3,740,995
23. 市債	3,393,700	12,700	3,406,400
歳入合計	42,832,072	213,071	43,045,143

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源		その他		
				国支出金	道支金	地方債	その他	一般財源
2. 総務費	千円 8,667,729	千円 8,570	千円 8,676,299	千円 8,570	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
8. 土木費	4,560,170	185,350	4,745,520	153,400	0	0	0	31,950
10. 教育費	3,375,739	19,151	3,394,890	6,446	0	12,700	0	5
歳出合計	42,832,072	213,071	43,045,143	168,416	0	12,700	0	31,955

2. 歳入
(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務国庫補助金	千円 305,267	千円 8,570	千円 313,837	1 総務費補助金	千円 8,570	社会保障・税番号制度システム整備費補助金(旧氏関連)
4 土木国庫補助金	1,103,396	153,400	1,256,796	1 土木費補助金	153,400	雪寒地域指定路線除雪事業費 臨時道路除雪事業費
5 教育国庫補助金	673,389	6,446	679,835	2 中学校費補助金	6,446	恵明中学校防火シャッター改修事業費
計	3,356,122	168,416	3,524,538			

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 3,703,350	千円 31,955	千円 3,735,305	1 財政調整基金繰入金	千円 31,955	財政調整基金繰入金
計	3,709,040	31,955	3,740,995			

(款) 23 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育債	千円 689,600	千円 12,700	千円 702,300	1 教育債	千円 12,700	恵明中学校防火シャッター改修事業債
計	3,393,700	12,700	3,406,400			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		明		
				特定財源		一般財源			区分	金額 千円			
				国	道	支	出	金				地	方
1 戸籍住民基本台帳費	98,465	8,570	107,035	8,570						12 委託料	8,570	1. 一般事務費委託料 住民記録システム改修委託 戸籍附票システム改修委託	(8,570) 8,570
計	98,465	8,570	107,035	8,570									

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		明		
				特定財源		一般財源			区分	金額 千円			
				国	道	支	出	金				地	方
1 道路橋梁維持費	1,057,293	185,350	1,242,643	153,400						31,950	12 委託料	1. 道路橋梁維持補修事業費委託料 道路維持関連業務委託	(185,350) 185,350
計	1,057,293	185,350	1,242,643	153,400						31,950			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		明		
				特定財源		一般財源			区分	金額 千円			
				国	道	支	出	金				地	方
3 学校整備費	125,196	19,151	144,347	6,446						5	14 工事請負費	7. 恵明中学校防火シャッター改修事業費 工事請負費	(19,151) 19,151
計	125,196	19,151	144,347	6,446						5			

説明資料
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補	補正額の財源内訳			明	
							国庫支出金	道支出金	地方債		その他
2	3	1	1	一般事務費	費	8,570	8,570				旧氏及び旧氏の振り仮名記載に向けた住民記録システム等改修の実施
8	2	1	1	道路橋梁維持補修事業費	費	185,350	153,400			31,950	豪雪に対応する除排雪経費の増額
10	3	3	7	恵明中学校防火シャッター修繕費	費	19,151	6,446	12,700		5	国庫補助の追加採択による事業促進
				合計		213,071	168,416	0	12,700	31,955	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金

議案第26号

令和7年度恵庭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度恵庭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,791千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,366,255千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月24日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

千円

歳入		款	項	補正前の額	補正額	計
1.	後期高齢者医療保険料			955,748	55,791	1,011,539
			1. 後期高齢者医療保険料	955,748	55,791	1,011,539
	歳入		合 計	1,310,464	55,791	1,366,255

歳出		款	項	補正前の額	補正額	計
2.	後期高齢者医療広域連合納付金			1,228,884	55,791	1,284,675
			1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,228,884	55,791	1,284,675
	歳出		合 計	1,310,464	55,791	1,366,255

令和 7 年度恵庭市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	千円 955,748	千円 55,791	千円 1,011,539
歳入 合計	1,310,464	55,791	1,366,255

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				
				国支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 1,228,884	千円 55,791	千円 1,284,675	千円 0	千円 0	千円 0	千円 55,791	千円 0
歳出 合計	1,310,464	55,791	1,366,255	0	0	0	55,791	0

2. 歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1 後期高齢者医療 保 険 料	955,748	55,791	1,011,539	1 現 年 度 分	55,791	特別徴収保険料 普通徴収保険料
計	955,748	55,791	1,011,539			

3. 歳出
(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源 千円	区 分		金 額 千円
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	他 千円				
1 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1,228,884	55,791	1,284,675			55,791	18 負担金補助 及ひ交付金	55,791	1. 後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及ひ交付金	(55,791)	
計	1,228,884	55,791	1,284,675			55,791			後期高齢者医療広域連合納付金	55,791	

